



JAL不当解雇撤回ニュース

No474 号 2015.12.20
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekkai.co>

JAL が 21 年ぶりの決断！ 客室乗務員の正社員化！ この決断を争議解決に！



日本航空の正社員採用発表を受けて解雇争議の早期解決を求めます (声 明)

2016 年度から 正社員採用とし、契約制客室乗務員も全員正社員に切り替えるという方針転換は、21 年来の組合要求実現という画期的成果です。日本全体で非正規雇用が 4 割を占めるなか、全日空に続き日本航空も正社員採用となり、グループ会社も含め日本の主な航空企業は全て正社員になる予定です。

1995 年に打ち出された日経連の雇用政策を先取りして、1994 年、航空各社に客室乗務員の契約制度が導入されました。当時、他産業の経営者は「客室乗務員も短期契約制の時代だから、わが社も当然」と格好の理由付けに使い非正規化を促進してきました。そして、派遣法の改悪も国会で通過し、今後更に非正規雇用が増大する状況です。

契約制度導入から 21 年の歳月を経て出された日本航空の方針転換は、コスト削減と雇用の調整弁として活用してきた不安定雇用の継続では、人材確保と経験の蓄積とモチベーションの維持促進ができなくなった深刻さが背景にあります。

この制度の導入提案が出された当時、私たちはあらゆる取り組みに参加し、正社員採用の実現に向け力一杯闘いました。街頭宣伝、各行政や国会議員への要請、多くの女性団体との共同行動、署名活動、各種取材、シンポジウム開催など、客室乗務員が主体となって航空内外に運動を広げ、3 年後の正社員化実現に繋げ現在に至ります。この闘いがなければ、日本航空の客室乗務員は 3 年で使い捨てとされていました。しかし、3 年後の正社員化でそのような状況には至らず今日があります。

21 年前からこの制度の矛盾を捉え、労働組合の原点である「差別を許さない」主張を堅持し、一貫して正社員採用を求めてきた労働組合の先見性は特筆すべきものです。私たちは日本航空キャビンクルーユニオン(CCU)の組合員として、誇りと確信を持ち続け活動してきました。

しかし、2010 年の経営破綻で 16000 人もの人員削減が行われたなか、余剰人員として 84 名の客室乗務員が整理解雇されました。解雇撤回を求めパイロットと共に東京地裁に提訴しましたが、地裁、高裁ともに敗訴し、今年の 2 月に最高裁の最終決定が下され不当判決が確定してしまいました。しかし、私たちはあきらめることなく、職場復帰をめざして争議を継続し活動しています。

11 月 12 日には、国際労働機関(ILO)も第三次勧告を発出し、被解雇者の職場復帰に向けての労使交渉による解決を要請しています。客室乗務員の正社員採用を決断した日本航空経営に、私たちは職場復帰実現の交渉開始を求めます。私たちはパイロット原告団と共に争議解決に向け取り組みを強化していきます。国民支援共闘をはじめとする皆さまのご支援を宜しくお願い致します。

2015 年 12 月 16 日

不当解雇撤回客室乗務員原告団